

食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金における 家畜衛生の推進（継続）

2, 345（2, 513）百万円の内数

対策のポイント

地方の自主性の下、家畜衛生に関する監視・危機管理体制の整備や慢性疾病等の被害低減対策等の取組を進めます。

（都道府県等の自主性・独創性）

都道府県等の裁量の下で事業メニューの選択、事業実施地区の採択、地区別の交付金配分などが行われ、地方の自主性を生かした事業が実施されます。地方が提案する独自の事業メニューを実施することも可能です。

（緊急時への機動的な対応）

平成18年度に宮崎県、岡山県で発生した高病原性鳥インフルエンザにおいても早期の清浄化に向けた地域の自主的な取組に活用されました。

政策目標

畜産農家における家畜の伝染性疾病の発生割合の減少。

<内容>

1. 事業内容

都道府県等は、家畜衛生に関する次の各メニューについて、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施します。

[対象メニュー]

（1）BSE検査の推進

死亡牛からのBSE検査材料の採取、検査材料の輸送、検査消耗品費の購入等を支援

（2）監視・危機管理体制の整備

飼養衛生管理基準、特定家畜伝染病防疫指針の普及及び指導、疾病の発生状況等の情報の収集・分析等の実施

（3）慢性疾病等の低減

モデル農場の選定及び実践、並びに有効な低減対策の確立を推進

（4）HACCPモデル農場の普及

生産段階におけるHACCP方式による飼養衛生管理を行うモデル農場の選定及び実践

（5）地域衛生管理体制の充実

高病原性鳥インフルエンザの発生時などの緊急時における防疫対応や地域によって被害が大きい豚呼吸器複合感染症などの伝染性疾病に対する行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった地域における衛生対策の仕組みづくり等を推進

2. 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者団体等

3. 交付率

定額（1/2以内、1/3以内、9/10以内）

4. 事業実施期間

平成17年度～21年度

【担当課：消費・安全局動物衛生課 03-3502-8292（直通）】